☆和7年度 児童クラブ入所児童

ID 0112346

通年 または 長期休業(夏休みなど) の2つから選択してください。

授業終了後帰宅しても、保護者、同居している祖父母(65歳未満)のいない小学生 ※その他条件あり

各40人(一部の児童クラブは定員が異なります)

月額 4,000円 (8月は 7,000円)

・市民税非課税世帯は免除 ※要申請

・傷害保険料800円(年額)別途必要

| 申込案内などの配布 |

9月2日 同~各児童クラブ、子育て支援課で配布します。保護者、同居や同敷地内に住 んでいる 65 歳未満の祖父母も就労証明などが必要です。

10月1日図~18日園に申込案内に掲載のQRコードへ。

初めて利用する児童…上記に加え次の日程で保護者同伴の面接を行います。 10月22日四~24日困午後3時~6時30分に直接市民体育センター大会議室へ。

※面接を無断欠席した場合は入所決定が遅れます。

※申し込み期間以降の受付は子育て支援課へ相談してください。

その他 4月から就学予定の小学校区以外の児童クラブには申し込みできません。

子育て支援課 (66-1108

動物慰需祭 **□**0232965

共に暮らしてきたペットのみなら ず不慮の事故などで亡くなったすべ ての動物たちの霊を慰めるために行 います。

とき 10月8日図

午後1時30分~2時30分

ところ セレモニーホールとぼね

参加費 無料 ※申し込み不要

その他花の用意あり、供え物はで

きません。

環境清掃課 (57-4100)

地域猫不妊去勢手術費補助等支援

事前に登録した地域猫活動団体へ補助金と捕獲器の貸出 しを行っています。

去勢手術費補助金 10 0260487

手術前に地域猫活動団体登録をすると地域猫に対する不 妊去勢手術費の一部を補助します。

補助金 オス 1頭 5,000円(上限)

メス 1頭10,000円(上限)

捕獲器の貸出 **ID** 0260493

登録団体へ猫捕獲器を貸し出します。

期 間 最長1カ月(2つまで)

※捕獲用えさはありません。地域猫活動以外の 用途では貸し出しません。

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ一時金を支給します

福祉課 (66-1106)

対象 ①または②に該当する方

①昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間に旧優生保護法に基づき優生手術(生殖を不能にする手術)を受けた方 ②同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方

※母体保護や疾病治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな場合は除く。

一時金 320 万円

請求方法・問合先 令和 11 年 4 月 23 日までに直接または郵送で、請求書など(旧優生保護法一時金特設サイト、県ホームページ、 県旧優生保護法一時金受付・相談窓口にあります)を県旧優生保護法一時金受付・相談窓口(€ 052-954-6009 FAX052-954-7493 ⋈ kokoro@pref.aichi.lg.jp) へ。